

明石市工場緑地のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 工場緑地のあり方について、学識経験者、関係機関等の意見を聴くため、明石市工場緑地のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、各委員からの意見を市長に報告するものとする。

- (1) 工場緑地面積率等（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項に規定する緑地面積率等をいう。）の緩和に関すること。
- (2) 工場と周辺的生活環境との調和に必要な方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工場緑地のあり方について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 経済団体を代表する者
- (3) 環境団体を代表する者
- (4) 地域団体を代表する者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了する日までとする。

(会長の職務等)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、委員のうち学識経験を有する者を持って充てる。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会の会議は、公開とする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、検討会に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、政策局SDGs推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則 (令和2年11月30日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する事務が終了する日限り、その効力を失う。